

---

**シンポジウム報告**

---

スポーツ史学会第32回大会シンポジウム報告

**Reports presented at the Symposium  
of the 32nd Annual Meeting of Japan Society of Sport History****スポーツにおけるドーピング問題****Doping problems in sports**

- 開 催 日 2018年12月1日 (土)
- シンポジスト 橋本 一径 (早稲田大学)  
竹村 瑞穂 (日本福祉大学)
- 司 会 進 行 青山 健太 (愛知学院大学)

**●司会進行 青山健太 (愛知学院大学) (以下青山) :**

定刻となりましたのでシンポジウムを開催させていただきます。皆様こんにちは。スポーツ史学会第32回大会組織委員長を仰せ付かっております愛知学院大学の青山健太と申します。本日シンポジウムの司会を担当させていただきます。よろしくお願いたします。開会に先立ちまして今大会の名誉顧問であります愛知学院大学学長であります佐藤先生よりご挨拶を承りたいと思います。佐藤先生よろしくお願いたします。

**●佐藤悦成 先生 (愛知学院大学) :**

皆様こんにちは。愛知学院大学名城公園キャンパスにお越しいただきましてありがとうございます。本日はスポーツ史学会大会の開催、誠にありがとうございます。先程、本学の青山先生にスポーツ史という学問領域について概略を伺いました。また無刀流に関するご発表も拝聴させていただきました。実は私も剣道を大学までやっており

ましたが、大学卒業後は古流にも興味が湧きまして、小野派一刀流を町の道場で学びました。

その時、ご発表にも取り上げられておりました真剣の重さと長さが、現在の剣道で使用する竹刀とはまったく違う事に戸惑いました。ご発表に大変多くを学ばせていただきました。

今大会においては非常に貴重なご発表が広範にわたって取り上げられている事がプログラムから推察されます。ぜひとも先生方のご発表がより社会に理解され、スポーツ史という学問分野が知れ渡ったらいなと思っております。

今回のシンポジウムのテーマが「ドーピング」とうかがっております。現在、スポーツ界におきましては解決すべき大きな問題であると思えます。時期を得たテーマであり、競技に参加する選手のみならず多くの方々の耳目を集めるテーマと存じます。本学の薬学部の教員が、文部科学省が作ろうとしております日本版NCAAにたずさわっております。その際にもドーピングをどのように取り扱っていくのが問題になっている、という

話を聞いています。本学薬学部にはドーピングの検査委員の先生が数名おります。その先生方からもドーピング問題は段々と巧妙になり、その摘発はなかなか難しい問題であると聞いております。ユニバスの発足も含め、今回のシンポジウムのテーマは時宜を得たものであると感じておりました。

本学は日進キャンパスにすべてのスポーツ施設がございます。この名城公園キャンパスについてはスポーツ施設をつくるのには難しい面積でございまして、近隣のスポーツ施設も利用して体育の授業を実施しております。次回はぜひとも日進キャンパスにお越しいただきまして、スポーツ史学会大会を開催していただけたら幸甚に存じます。

簡単ではございますが今大会の無事円成と、ますますの学会のご発展を祈念申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。また、諸先生方のご健勝とご研究の発展を心からお祈り申し上げます。本日は本学名城公園キャンパスにお越しいただきまして誠にありがとうございました。

#### ●青山：

それではシンポジウムの方を進行させていただきます。今回のスポーツ史学会第32回大会のシンポジウムのテーマは「スポーツにおけるドーピング問題」というテーマを設定させていただきました。どうしてこのようなテーマを取り上げたかといいますと、近年、スポーツのビッグイベントはメディアを通してスポーツをする人のみならずスポーツをしない人にもその情報が届けられております。そういったスポーツのビッグイベントが開催される度に、選手の華々しい活躍とともにドーピングに関する問題もメディアを通して取り上げられています。

スポーツにおけるドーピング問題は、現在に始まった問題ではなく古くは古代オリンピックの時代からドーピングに似たような行為などが確認されております。そのような歴史を経てスポーツの近代化、競技スポーツの普及に伴い、ドーピング

はより巧妙で且つ多種多様になってきました。ドーピング問題は一般社会やほとんどの選手にとってネガティブなイメージ（やってはいけない行為）として位置づけられています。それなのに選手はなぜドーピングを行ってしまうのか？なぜドーピング問題が根絶されないのか？そもそもドーピングは本当にいけない行為なのか？など様々な問題が垣間見え、ドーピング問題を一言で完結できないと考えております。

そこで本日は、お二人のシンポジストをお招きいたしました。シンポジストの先生方のご専門の領域からの話、ならびに会場にお越しいただいている先生方のご意見を聞きながらドーピング問題について深く考えてまいりたいと思います。

シンポジストのご紹介をさせていただきます。皆様からみて左側、早稲田大学の橋本一徑先生です。先生のご専門は人文学、哲学、思想史という事で『ドーピングの哲学』の訳者でございます。もう一人は皆様からみて右側、日本福祉大学の竹村瑞穂先生です。先生のご専門はスポーツ倫理、哲学でございます。特に昨今注目されている遺伝子ドーピングテクノロジーについて倫理的視点から研究をされております。本日はお二人のお話を聞きながらディスカッションをできたらと思います。シンポジウムの流れですが、まずは橋本先生にお話をさせていただきそこでいったん質疑応答を行っていきたくと思います。その後、竹村先生にお話をいただき再度質疑応答を行ってまいります。ではまず橋本先生のご発表からお願いいたします。

#### ●橋本一徑 先生〈早稲田大学〉『市民・兵士・選手——「反ドーピング」に代わる新たな平等性の担保は可能か？』（以下橋本先生）：

ご紹介ありがとうございました。橋本と申します。本日はよろしく願いいたします。私の方から30分ほどお話をさせていただいた後皆様の方から色々ご意見をいただけたら幸いです。配布資料をQRコードにてご用意させていただきました。これからお見せるスライドと同じ

PDFファイルをダウンロードできるようになっております。スマホ等で対応いただける方は手元でも資料をご確認いただけるのでご利用ください。

それでは早速始めさせていただきます。私は、スポーツを専門にしているわけではないのですが、身体論といったような問題に関わってまいりました。その関係もありこちらの『ドーピングの哲学』というフランスで出版された論集を一年程前に翻訳し出版させていただきました。今日はその訳者としてお声をかけていただいていると思いますので、まずはこの本の論点を出発点としながら話をさせていただきます。

こちらの本がどういった本かと言いますと、ドーピングというのがなんとなくタブーでいけない事だというふうに思われている風潮に対して疑問をつきつけるというような形の論集になっております。哲学者、生物学者、社会学者等々様々な論者が色々な見解を述べている論集なのですが、全体として共通するのは、「反ドーピングというのは理論的な根拠が非常に薄弱である」という論点であると言えます。

ドーピングがなぜいけないのか？という時に持ち出される論拠のひとつに、「ドーピングが選手の健康に悪いから」というものがあると思います。しかし、そもそもトレーニングあるいはスポーツ自体は、選手の健康にとってははたして良いものなのでしょうか。

たとえばスポーツ選手がケガをして足を痛め、日常生活すら儘ならない状態であるのに、痛み止めの注射を打って試合に臨むというような場面に遭遇することはめずらしいことではありません。このようにスポーツには、「健康」と矛盾するような側面が多々あります。そのような中でドーピングだけが、健康に悪いからという理由で禁止される根拠はどこにあるのか、というような議論が本書の中では繰り返されております。

また、「ドーピングはスポーツ精神に反しているから悪い」というような議論がなされることもあります。ところがこの「スポーツ精神」という

のも非常に曖昧なものであり、そもそもスポーツ精神とは何なのかということを考え始めるとよくわからなくなってしまいます。仮に「スポーツ精神」というものが、ただ勝つ為だけではなくて、より高次な「スポーツの理念」だとか「道徳的な理想」といったものに関係するものだと考えてみましょう。しかし、現実には多くの競技スポーツやプロスポーツの世界では勝利至上主義がまかり通っています。勝つ為には様々なトレーニング方法や高価なトレーニング機器が導入され、あらゆる手段を選ばないといった事が当たり前のようになっていきます。そのような中で、同じような勝つ為の手段なのに、なぜドーピングだけが禁止されなければならないのか。このように、スポーツ精神というものを持ちだしたとしても、やはりそれはドーピングを禁止する根拠としては非常に薄弱です。

日常生活に目を向けてみると、「ドーピング的振る舞い」というものが一般的に行われております。この本の中では、アメリカを中心とする主に理系の研究者達が、向精神薬を服用しながら必死に論文を書いたりとか、実験をしたりとかといったエピソードが取り上げられております。かくいう私も昨晚、本日の発表の為にオロナミンとかアリナミンとかといったものを飲みながら夜遅くまで準備していたのですが…。こういった「ドーピング的振る舞い」というものは日常的に行われているにも関わらず、なぜスポーツにだけそれは禁止されなければならないのでしょうか。

資料の中ではエンハンスメント医療にも言及しておきました。エンハンスメント医療とは、本来の医療目的である病気やケガの治療ではなく、身体をよりよくする事を目的とした、美容整形などに代表されるような医療のことです。エンハンスメント医療が一般化していく中で、なぜスポーツにおいてはそれが禁止されるのか、という点も本書の問いのひとつです。

このように根拠が曖昧なままに「反ドーピング」政策が実施されていく中で、選手達には非常に厳しいルールが課されるという現実がありま

す。

例えば居場所報告義務のように、一部のプロスポーツ選手には、どこに行ったかというようなことを事細かく報告するという、選手たちのプライバシーをまったく無視したような義務が課されています。

ひとたびドーピング違反を問われると、ほとんど反論の余地のないままスポーツ界から追放されてしまう場合もあります。若い頃からずっとそのスポーツに打ち込んできた選手たちが、突然ドーピングの疑いをかけられて、それが意図したものではなく、風邪薬をたまたま飲んでしまったとかそういったことであっても問答無用で選手生命を実質的に断たれてしまう。こういったケースはスポーツ選手に対する大きな人権侵害になっているのではないのでしょうか。

このように本書では、ドーピングを禁止する根拠がいかにも曖昧で薄弱であるのかが、様々な論点から示されています。

ではどうしたらよいのでしょうか。この点については、残念ながら訳者である私からしても本書はいささか物足りない点があります。

この本の論者の中には、ドーピング禁止の根拠が薄いから、ドーピングを解禁してしまって選手の自主性に任せればよいのではないかと論じている論者もおります。しかし選手に任せるといっても、それが本当に選手の自主性になるのかというと、非常に疑わしい気がします。

仮にプロスポーツの世界において、ライバルの選手がドーピングを行い、パフォーマンスを向上させて非常に良い成績をおさめていたとすると、たとえ望まなくても自分もドーピングをやらざるを得ない状況になってしまうのではないのでしょうか。つまり自主性に任せるといいながらも、結局は選手には選択肢が残されていないのです。すべてを選手の自己責任ということにして、責任転嫁をするだけになってしまうのではないのでしょうか。ではそれ以外にどのようなオルタナティブが考えられるのかというと、残念ながら本書ではそれは明確には示されていないと言わざるを得ませ

ん。

ドーピング解禁論者の議論として興味深いのは、第2章のベルギーの哲学者、ジャン＝ノエル・ミサの議論です。彼はこの第2章の中で2144年ブリュッセルオリンピックというフィクションを想像しております。その想像の中でのオリンピックでは、国ではなくNIKEなどの企業を代表する選手たちがドーピングを多用し、レーシングカーのようにチューニングアップされて、100mを7.8秒で駆け抜けるというような未来が思い描かれています。

このエピソードについては、2012年に甲南大学で開催されたスポーツ史学会第26回大会にコメンテーターとして呼んでいただいた際にもご紹介しました。実はその時のご縁で、稲垣正浩先生からのご助力を得て、翻訳を出させていただく事になりました。それがようやく昨年出版されることになり、大変に感慨深い思いを抱いております。

2012年においては、この2144年の空想上のオリンピックは大変興味深いエピソードであるものの、果たしてそれは私たちの求めるスポーツの未来なのだろうか、ドーピングを多用し、一般人達とは全く異なった身体を持った怪物的な選手達が、人間離れした競技を繰り広げるようなオリンピックは、本当に私たちの求めるスポーツの未来なのだろうか、という問題提起をしました。その上で2012年の大会では、私たちはもう競技スポーツをあきらめて、日常的な楽しみや気分転換の為のフットサルやジョギング、普通の人が勝敗をあまり気にしないで行うスポーツに回帰していくべきなのではないかというお話をしました。つまり近代スポーツ以前の貴族的なスポーツに戻るしかないのではないか、ということです。しかし、そこで留まっていたのは6年前と比べて進歩がないので、今日はそれ以外のオルタナティブというのがありえないのだろうかということを、もう少し考えてみたいと思います。

日常的、世間的には「ドーピング的振る舞い」がどんどん許容されているのに、スポーツの世界だけでは未だに厳しく取り締まられている。

『ドーピングの哲学』という本では、だからこそスポーツでも禁止をやめるべきだというふうに議論が進んでいくわけですが、そこで少し立ち止まって見て、スポーツでだけドーピングが禁止されなければならない事情について、もう少し深く考えてみたいと思います。

スポーツにおいてドーピングが禁止されることで何が担保されているのかというと、それは「平等性」であるということは、容易に想像がつかます。しかし、そもそもその「平等性」とは、いったい何なのでしょう。

本書の第1章で取り上げられる、エーロ・マンティラントというフィンランドのかつてのスキーマの英雄のエピソードは、この点で興味深いものです。彼は非常に特殊な体質を持って生まれたスキー選手でした。彼は生まれながらにしてエリスロポエチン量あたりの赤血球の割合が普通の人より極めて多く、長距離スポーツに向いた体でした。彼の家系においても同様の例がみられるので、それが遺伝的な体質であったということが今ではわかっております。

しかしその後、エリスロポエチンが人工的に合成可能になり、それを飲めばエーロ・マンティラントと同じような体質を獲得する事ができるようになってしまいました。では生まれながらにそういう体質をもっているエーロ・マンティラントはOKで、後から薬を飲んでそういう体質を手に入れることはダメということになるのでしょうか。そうだとすれば、生まれながらならばよいけれども、後天的ではだめだ、という発想がその背後にはあることとなります。

しかし、平等という観点からすると、むしろ後から薬を飲んでエーロ・マンティラントと同じ体質を手に入れた方が、エーロ・マンティラントとようやく平等になれるのだと考えることもできるのではないのでしょうか。つまりエーロ・マンティラントという人が生まれながらにズルをしていて、そのズルに対して薬を飲むことによって平等になるのだ、という考えかたもできるはずで、ところが現実には、生まれながらに持っている、

なにもいじっていない体というものがあるのが平等性の根拠にされて、それをもとにドーピングが禁止されているのです。この、生まれながらの身体が平等であるという想定こそが、ドーピング禁止の根拠です。ところがそのような想定も結局のところ幻想にすぎないということが、日々明らかになりつつあります。生まれ持った身体というのは非常に不平等なものであり、たとえばウサイン・ボルトの身体と私の身体では、同じ人間とは思えないほどの不平等な体格差があることは明らかです。その不平等が、DNA解析などによって、生物学的にも明らかにされつつあります。生まれながらにして平等であるという想定が、幻想に過ぎないとわかってしまったことが、現代におけるドーピングをめぐる様々な問題を引き起こしているのだと言えるのではないのでしょうか。

この「生まれながらの平等」という発想の根拠のひとつとして、フランス人権宣言が挙げられると思います。フランス人権宣言は、「人は生まれながらにして自由かつ平等である」と謳っております。これこそが現代の共和制や民主主義の理念の根拠です。このような啓蒙の時代の理念と、反ドーピングが担保しようとする「生まれながらの身体の平等性」の問題は、どこかで繋がっているのではないかと。

共和制の理念の問題に少し立ち入ってみたいと思います。カントは、生まれながらにして人は平等であるという問題が、戦争の問題に直結していることを示してくれています。『人倫の形而上学』（1797年）の中で、カントは次のように述べます。「国民は国家においてつねに、共に立法を行う成員とみなされなくてはならず、したがって戦争遂行一般についてだけでなく個々の宣戦布告についても、自分の代表者を通じて自分の自由な同意を与えないわけにはいかない」。つまり国民は国家が戦争をやると決めた時に、「戦争は嫌だ！」という事を言える権力を持っていないといけない、ということです。実際に戦争に駆り出される国民が、「そんな戦争に自分には行きたくないぞ！」ということを国家に対して主張できる権利、拒否権

を発動できる権利を持っていることこそが、民主主義の原理であるということなのです。

カントが目指そうとしていたのは世界平和であり、民主主義というものは、平和に結びつくものでなければいけない。国民が戦争参加に対する拒否権を持っていた場合、多くの国民が積極的に「戦争に行くぞ!」と主張することは考えがたいでしょう。その為、戦争参加に対する拒否権を国民が持っているとするれば、民主主義はそのまま、平和に繋がるメカニズムになります。つまり民主主義は戦争参加への拒否を基盤とするからこそ、平和に繋がるものになるのです。共和制の理念と戦争の問題が密接に関係するのはこのためです。

ここからようやくスポーツの話に戻ってまいります。これはつまり逆に言えば、民主主義は戦争を前提にしているとも言えます。戦争とは民主主義の前提条件であると言ってもよいかもしれません。ですがここで言われている戦争というのはどういったものなのでしょうか。クラウゼヴィッツの『戦争論』(19世紀)の有名な定義に、「およそ戦争とは拡大された決闘にほかならない」というものがあります。兵士と兵士が平等に戦うのが決闘です。そこでは殺すか殺されるかは紙一重です。つまり兵士同士の平等性が前提とされている戦いこそが戦争であると考えられます。

同じようなことを、ホイジンガも『ホモ・ルーデンス』(1938年)の中で言っています。「戦争が文化的機能として語られるのはただ一人一人が平等な人間として、あるいは少なくとも平等の権利をもったものとして認めあう場の中で戦いが行われる時にかざられる」。つまり平等に戦うことこそが戦争です。さらに戦争は文化的機能であるとも言われています。そのような人間の文化が、遊びを起源とすることを説いているのが、『ホモ・ルーデンス』という書物に他なりません。そして遊戯性という問題において、戦争とスポーツは結びつきます。両者は、対等なルールを持ってお互いが競い合うという点において共通しているのです。

整理してみましょう。生まれながらにして平等

な市民が、戦争を行おうとする国家に対して拒否権を発動することこそが、民主主義の原理です。そこでの戦争とは、どちらの国の兵士も平等に戦うことのできる決闘的な戦争です。そして平等を前提とした戦いである点において、戦争とスポーツは共通しています。

戦争に対する否こそが平和に繋がると、カントは考えました。すでに述べたように、これは逆に言えば、民主主義の前提には戦争があるということです。しかしいつまでも戦争を必要としていては、平和は決して訪れません。だとすればスポーツとは、平和な世界における戦争の代替物とは考えられないのでしょうか。つまり戦争が国民の否決によってなくなっていった先に、スポーツがその代替物の役割を果たすようになったのです。それこそまさしくオリンピックの理念に他なりません。オリンピックとは国同士の平和な戦争であり、戦争放棄の理念を具体化したものでした。

ところが現実には、世界はこのような平和な歴史を描くことはできていません。戦争がなくなって人々が平和なスポーツだけをやっている世の中になっているかという、それとは程遠いと言わざるを得ないのが現代社会です。それは一体どうしてなのでしょう。国民による拒絶によって、かつてのような「決闘」としての戦争は、確かになくなりつつあるのかもしれません。しかしその結果生まれたのは平和ではなく、かつての「戦争」とは別の形の戦闘なのではないのでしょうか。

そうした戦闘の例として挙げられるのがドローン攻撃です。実際にアメリカが中東などで繰り返し続けている攻撃をイメージしていただければよいかと思います。ドローン攻撃において兵士は戦場に行く必要がありません。カリフォルニアなどの砂漠の空軍基地から、遠隔操作でドローンを飛ばして攻撃をするわけです。少なくとも攻撃側は誰も戦場に行かなくなっている。ドローン攻撃は、民主主義的な戦争の拒否が行き着いた先にある兵器です。「戦争に行きたくない、殺されたくない」という国民の願いが平和に行きつくはずだと、カントは考えていたわけですが、実際には、兵士が

戦争に行かなくても戦闘ができてしまう世界が生み出されてしまった。そこで繰り広げられている戦闘は、圧倒的な非対称性の戦闘です。無人の爆撃機が「テロリスト」を標的に攻撃をしかける。平等性などまったく想定することのできない戦闘です。もちろんこれまでの戦争でも、実際には非常に非対称的な戦争が繰り広げられてきたわけですが、まがりなりにも戦争というのはお互いの兵士が平等であるという前提だけは守られていました。ところがドローン攻撃になると、そのような前提すら失われてしまいました。それはもはや「戦争」ではなく、狩猟あるいは死刑執行、もしくは屠殺に近い何かです。

以上のことはフランスの哲学者グレゴワール・シャムユの『ドローンの哲学』(2018年)という著作に多くの示唆を得たものですが、同書ではドローン攻撃と現代のスポーツの繋がりについても述べられております。ドローンを遠隔操作する際には、映像技術、映像解析技術といったものが必要になってきますが、映像を使って敵を打ち負かすという発想は、スポーツの世界ではすでにおなじみであり、実際にアメリカ軍は、アメリカンフットボールの映像解析技術をドローン攻撃に応用しているとも言われています。

戦争から平等性という建前を取り払ってしまった先にあるのがドローン攻撃であるとするれば、スポーツから平等性を取り払った先にあるのが、ドーピングなのではないでしょうか。スポーツにおいても、『ドーピングの哲学』の中でジャン＝ノエル・ミサが思い描いたような、ドーピングやりたい放題のオリンピックとは、戦争の未来としてのドローン攻撃に対応するようなものだと言えるのかもしれませんが。そしてドローン攻撃が望ましいものではないのと同じように、ドーピングやりたい放題のスポーツというのも、やはり望ましいものではないでしょう。

だとすれば私たちに求められるのは、スポーツの「平等性」を新たに構想することです。「生まれながらの身体」は、スポーツにおける平等を担保するものとしては、すでに有効ではなくなって

しまいました。すでに見たように、私たちの身体は生まれながらに平等ではまったくありません。ある人は生まれながらに特殊な遺伝子をもって、優れた運動能力を生まれながらに備えていることが、生物学的にも明らかにされつつあります。このように身体はスポーツの平等性の担保にはなりません。それなのにあくまで生まれながらの身体を平等性の担保にし続けようとする願いが、ドーピング禁止に結び付いているのだと思います。もはやその考えはたちゆかない状況です。身体とは別の何かに平等性を担ってもらわないといけません。身体は平等ではないから、ドーピングやりたい放題でスポーツをやると開き直るのではなくて、別の平等性を考えていく必要があるのではないのでしょうか。

最後のスライドで、私の思いつくものをあげてみました。例えばパラリンピックの競技にゴールボールというものがあります。ロンドンパラリンピックで日本の女子選手たちが金メダルをとったことで知られている競技です。この競技ではアイシェードという、目隠しのような物を選手が装着する事によって、人工的に平等性が作り出されています。パラリンピックに限らず、誰もがアイシェードを付けて一緒にプレーすることで、平等な立場でのスポーツの理想が実現するのではないのでしょうか。

ただしこれはあまりにも単純化した話であって、目隠ししたらみんな平等かということ、決してそういうわけでもありません。伊藤亜紗さんの『目の見えないアスリートの身体論』(2016年)という本の中にゴールボールの実際の選手にインタビューしている章があります。インタビューされているのは全盲ではなく弱視の選手です。目隠しをした状態でプレーすると、最初のうちはボールを投げたりする行為は、多少目が見える人の方が上手なのだそうです。しかしプレーに慣れてくると、全盲の選手の方が大変優れたプレーをするようになるということです。聴覚などの視覚以外の感覚が優れているからなんですね。ゴールボールの世界では、全盲の選手の方がいわばアドヴァン

テージを持っているという状況がうまれるわけです。しかしそのアドヴァンテージというのは、ウサイン・ボルトの体が凄いとったようなアドヴァンテージとはまたちょっと違ったアドヴァンテージで、俄かに否定すべきものでもないような気がします。こういうパラリンピックの競技などが、新たなスポーツの理念を体現する事ができるのではないかということのを少し考えてみました。

もう1つは最近話題になっているeスポーツですね。eスポーツはいわゆるテレビゲームですが、これは正に身体のいらぬスポーツともいえます。コンピューター上で人々が戦いを繰り広げる中で競技をするということで、身体の平等性というものをまったく必要としないというスポーツが成立するのではないかと考えられます。

しかしそれもまた単純化した考え方にすぎないのかもしれない。ファミコンの時代に「高橋名人」という有名なプレイヤーがいましたが、彼のボタンの早打ちなどはまさしく身体性そのもので、ゲームをやるのにも身体的な要素が非常にかかわってくるので、eスポーツには身体がいらぬ、などと言い切ることはおそらくできません。しかしその身体性とは、スポーツにおける平等性の担保とされるような身体とは、少し別のなにかにもなりうるのではないかという期待も持っています。

ただeスポーツの世界とは、巨大な資本の絡んでいる世界です。広告代理店も巻き込んで、eスポーツのオリンピック種目化というのが目論まれているようです。ところが現在のオリンピックはまさしく反ドーピングのメッカのようなところ。eスポーツにもドーピング禁止が持ち込まれてくるのかもしれない。たとえばEVOという大きなeスポーツの大会があります。現状ではドーピングとまでは言われていませんが、麻薬をやってフラフラになっている人や、お酒飲んだりしているような選手は参加を認めないといったルールが、現状でもあるということをご紹介します。

以上で私の報告とさせていただきます。どうも

ありがとうございました。

## ◇質疑応答

### ●青山：

橋本先生、ありがとうございました。戦争の代替物としてのスポーツやオリンピックは必ずしも平和に行きついていない。現在では戦争がドローン攻撃という形に変化し、兵士同士の戦いという平等性の建前も消失している。これはスポーツにおいても追求されているのではないか。今後のスポーツにおいて、生まれながらの身体に代わる平等性を担保するものを探していく事が重要である。その可能性として、ゴールボールやeスポーツなどを取り上げた話をしていただきました。では橋本先生のご発表に関して質問やご意見がある方がいましたらお願いいたします。

### ●池田恵子 先生〈北海道大学〉(以下池田先生)

北海道大学の池田と申します。本日はありがとうございます。私はこのドーピングの問題を考える際、あるところまでは性別識別検査と同じ脈略で考えるとわかりやすいのではないかと感じています。

今の社会はdiversity(多様性)を認める方向で動いています。にもかかわらず、平等性の担保、ドーピングの問題について議論する際、アイデンティティーや生物的な境界には多様性があるにも関わらず男女の区別や平等性について正義を論じることになるという意味で矛盾が生じているように思います。つまり、スポーツの現場では、女性種目、男性種目と分けることを肯定するがゆえ矛盾が生じると考えると、このドーピングの問題もわかりやすくなるのではないかと思います。

また人権侵害について考慮されず、平気でドーピングも性別識別検査も行われるにも関わらず最後の平等性の担保というところにいきつくことも矛盾だと思います。ここでとりあげられている民主主義あるいは平等性の担保は、ある時代につくられた正義や倫理の事ですね。そこに照らすと、ある時代に作られた正義や倫理にも矛盾があると



感じているので、平等性の担保というところに行く必要がないという結論もあると思います。

引用されていたグレゴワール・シャムユーによる『ドローンの哲学』ですが、アントニオ・ネグリ／マイケル・ハートによる『マルチチュード』の方が出版時期は早いと思いますので、『ドローンの哲学』の中で述べられている、だれも戦場に行かない戦争というのは、アントニオ・ネグリ／マイケル・ハートらのいうbodyless warという言葉でグレゴワール・シャムユーが引用しているのではないかと感じます。

ですので、bodylessという言葉に行きつくという意味では、eスポーツも含まれると思います。その部分の矛盾というのは最後の文学的ロジックで整理されているようなところもあって、その点に関しては私は民主主義も同じだと考えています。つまり、テロリズムと戦争というように区別し、戦争は民主主義という大義にもとづく国家の合意であるとか、テロは民主主義との戦いであるというロジックの方が欺瞞だと思うからです。

つまり、民主主義、正義、社会正義、平等性といったものも（時代の権力によって）作られたテーゼであるならば、そこは担保する必要はないと言う考え方もあるように思います。橋本先生のほうがまだ擁護していらっしゃるという気がしました。うまく伝えられたかわかりませんが感想も含めて申し上げさせていただきます。

#### ●橋本先生：

ありがとうございます。平等性など担保しなくてよいのだと思えたのは、生まれながらの身体というものが平等であるという前提があってこそのものであったとも感じます。ところが生物学の発達によって、それぞれの個体間の明白な身体的差異、能力の差異というものが科学的に明らかになってしまって、身体というものが平等の担保にはならないことが明白になってしまった。そんな中で平等性の担保をあきらめてしまえば、強い者が勝ち弱い者が負けるという弱肉強食の世界がどんどん広がってしまうのではないか。そこでやは

り何らかの担保が必要であるという話になり、たとえばそれは政治的な議論では、福祉国家の理念をもう一度取り戻さなければならない、というような話になるかと思います。スポーツにおいてもやはり、「生まれながらの身体」とは別の平等性を設定して、その舞台の上で競技を繰り広げる必要があるのではないのでしょうか。

#### ●池田先生：

弱肉強食というものを肯定するという意味ではなくて、平等性を担保するということが自体が、近代スポーツにおけるどういった部分に当てはまるのかということです。近代スポーツにおいては、平等でなければならないという1つの仮想空間をつくっているのだと思います。そういった発想は民主主義においても認められます。我々の社会は平等、社会正義、倫理などといった1つの秩序をつくりあげ、その時代に見合った正義というものをつくりそこに向かいます。ですので近代スポーツの中にある1つの社会正義の中で平等性は担保されなければならないという話ができあがってしまうというになるわけです。

しかし現代では、ニュースポーツをはじめとした様々なスポーツが誕生し、それらのスポーツは近代スポーツと価値観がずれてきています。そういった価値観の違いも受け入れる流れにある現代において、男女を区別して走るといった競技性の平等性などを考えていく必要があるのでしょうか。異なった価値観を認める時代において実は（男女種目を設定している）スポーツ競技の世界だけは逆行していると思います。典型的なのが性別識別検査です。男女の区別を保障しようとする世界も近代スポーツの持っている競争原理です。何を平等にすればそれを正確に測れるようになるのか、その平等性を疑うところまで追求してもいいのではないかという意味です。

#### ●橋本先生：

だとすれば、先生のおっしゃる事にまったく同意です。極端な話、eスポーツやゴールボールな

どは男女関係ないわけですよ。ゴールボールはなぜか女性と男性にわけられておりますけど、別に男女混合でプレーしてもいいのではないかと思います。eスポーツも同様です。要するに生まれながらにして平等だといひながら、男女という性差でさらに分けようとしている事に、既に矛盾があるわけです。生まれながらに平等だけど実は平等ではないというその矛盾が、もはや覆い隠し難くなってきていると思います。その矛盾の表れのひとつがドーピングであると言えるでしょう。現在の平等性の矛盾が明らかになったとすれば、別の平等性をどこかで担保しなくてはならないのだと思います。

#### ●青山：

ありがとうございます。では続けてご質問がある方は挙手をお願いいたします。

#### ●藤井翔太 先生〈大阪大学〉

ありがとうございます。大阪大学の藤井です。池田先生が言われた事について私も同じような事を考えていました。最後にあげられた、ゴールボールとeスポーツの例がすごくおもしろいと考えております。私はスポーツにおける平等性というのは、ある種の機会の平等であると思っております。つまり同じような身体条件が身体にあれば同じ条件で戦えるといった事などです。

私はイギリスのスポーツ史、とりわけプロスポーツ史をテーマにして研究に取り組んできました。そういった中で、プロスポーツはチームや選手が均衡していないといけないという前提があります。その理由としてプロスポーツは均衡しあっていないと競技としてのエンターテインメント性が保たれない為です。

イギリスのスポーツを近代スポーツ以前も含めて考えると、実はハンディキャップというすごく重要な考え方があります。例えば競馬をとりあげますと、近年牝馬がすごく強いのです。先週のジャパンカップで牝馬がありえないレコードで勝ちました。その牝馬が勝った理由として牡馬より負担重

量(斤量)が軽いから勝ったのだという意見が取り上げられていました。実際に凱旋門賞でも、近年牝馬が勝ち続けていて、斤量が軽すぎるからだという事が議論になってきております。また肉体トレーニングにおいては、いきすぎればいきすぎほどハンディキャップの設定が難しくなるという問題があったりもします。

ではなんで競馬のような議論が持ち上がってくるかという、要するに結果のところでは明らかに優位な条件が出てくると観ていて面白くないという問題の側面も出てくるからです。

近代スポーツ、いわゆる競技スポーツに着目した時に、アマチュアスポーツ、オリンピック問わず選手が記録を争うという観点と同時に、観戦者に対してもスポーツを観ていて盛り上がらせる魅力を持たなければなりません。そういった中でハンディキャップというのをうまく使う事によって接戦を演出していくことができます。

私が研究の対象としていたプロサッカーの世界だと、ハンディキャップを体にかけることはしません。プロサッカーの世界の場合、チームの持つ資金力の大きな差が生じている為、資金力や組織力のところにハンディキャップをかけていく考え方が主流になっております。だからハンディキャップを例にスポーツにおける平等を考えるならば、結果の平等のところをいかに作り出すかという課題があるのではないかと思います。そういう問題と今日橋本先生が話された平等性の問題というのはあわせて考えていく必要があるんじゃないかと思ひます。

それともう1点、私が現在一番取り組みたい研究テーマがeスポーツです。今年も一番観たスポーツはLoL (League of Legends) というeスポーツの世界大会です。みなさんはあまり馴染みがないかと思ひますが、LoLの決勝大会というのは世界最大規模のeスポーツの大会です。去年は中国で北京オリンピックメインスタジアム(鳥の巣)に7万人を動員しました。今年も韓国仁川で4万人を動員しております。

また既にご存知なように、LoLは競技スポーツ

化されています。現在のeスポーツの世界というのは足の筋力などの大筋群とかそういう意味での肉体ではないですが、実は肉体スポーツなのです。eスポーツは反射神経とテクニック、スキルがとても重要なスポーツです。さらに言うと、ドーピングはeスポーツの世界ではもう既に起こっています。ガン（鉄砲）で撃つようなゲームにおいては世界大会に参加した選手がドーピングによる精神向上をさせて明らかに反射神経を向上させていた例がありました。

またLoLではマウスを超高速で動かすスキルが必要であり、結果として手首が故障（負傷）します。eスポーツにおいても肉体的故障のようなものが起こってきています。さらにLoLで一番活躍する選手は10代であり、20歳を超えると反射神経が落ちるので勝負にならない世界が実際にはできています。それは私たちの考える近代的な肉体観であるとかトレーニングによって補いきれない問題であると思います。既にeスポーツの中でも本日橋本先生がお話された問題は出てきていると思います。

もっと言うと、肉体がなくてもツールのアシストによって視力、動体視力、判断力などの差が出るようなものもあります。そうなるとうも1つ考えなければならない課題が、肉体というものをどのように捉えるかという問題が絶対に出てくると思います。

近代のスポーツでもいろんな勝負で器具のサポートが勝敗に与える影響を左右する例が出ております。例えば障害者のマラソンなどでも、足で走るよりも車イスで走ったほうが圧倒的に速いのではないかと、といった疑問などが生じます。しかしこれらの疑問に関しては、現在の基準だと明確にはわからない、圧倒的かどうかは距離や反発係数などを詳細に分析しなければわからない問題などもあります。

しかしドーピング問題に着目するならば、器具のサポートに関する問題も圧倒的に出てくると思います。そのあたりの問題が実は身体なきみたいなのといった時に、そもそも身体とはどこまでを含

むのかという考えにいたるのではないかと思います。また男女の性差について、例えば将棋に代表されるようなマインドスポーツといわれる世界では中々女性が活躍できていない問題があります。その原因は、生まれつきの身体的な女性という条件なのか、そもそもルール自体が男性に向くように作られているのかとかそういう問題とかさぐくあると思います。身体なきみたいな観点はただの思いこみから生じる観点なのではないでしょうか、それについてもお聞きしたいです。

#### ●橋本先生：

大変興味深いご指摘をたくさんいただきありがとうございます。エンターテインメント性、あるいは観る対象としてのスポーツという問題は、非常に重要な側面だと思います。最初に少しお話させていただきましたが、競技スポーツはやめて、自分たちだけがプレーするスポーツにしてしまえばよいかという、決してそういうものでもありません。大衆が観て楽しむスポーツという面も、決して切り落とせない側面であり、ご指摘のあったハンディキャップの問題などは、そういったスポーツの側面との関連で考えるべきであるのだと、あらためて考えさせられました。またeスポーツについても、非常にお詳しい方から教えていただいて本当にありがとうございます。eスポーツがドーピングやり放題の、ドローン攻撃のようなスポーツになっているというのが現実だというのは私も理解しております。そのようなeスポーツがオリンピック種目になると、よりドーピングやドローンのようなスポーツ化へ加速してしまうと思います。だからこそ逆に、そういう方向以外のeスポーツの可能性というのを考える必要性があるのかなと思います。そうなるとうと結局、身体というのは何なのかという最後のご指摘に行き着くのかなという感想を持ちました。ありがとうございました。

#### ●海野勇三 先生（愛知学院大学）：

今の池田先生のお話や、藤井先生のお話を私な

りに引き取って考えてみました。私は教科教育を専門としていて、将来保健体育の教員免許を取得する人たちの授業を担当しております。その中でいつでも私が大事にしていることは、競争の条件の平等性の問題というよりも、実際に試合、ゲーム、競争をやってみなければ結果はわからないという条件をどうやって作り出すかという事です。実際にやってみないと結果はわからない、といった条件を作り出す為に、私は学生たちと、ルール作りや使用する道具のことなど苦心しております。そういう平等性、実際にやってみなければ結果はわからない、といった方向にその平等性の担保の仕方を向けていくという考え方はどうなるのでしょうか？

●橋本先生：

競技スポーツは進化していく過程で、とても一般人には実践できないスポーツになってしまっています。私でもできる、やってみると楽しい、というようなスポーツの原点に戻る必要があるという事を、日々実感し、ご指摘に共感しております。ただ一方で、現代の競技スポーツがスペクタクル化する中で社会的、政治的な役割になってしまっている事を考える必要があるかなとも思っております。今日はそちらの側面をちょっと考えてみたという感じでお話させていただきました。

●竹谷和之 先生 〈神戸市外国語大学〉：

大変興味深い発表をありがとうございました。1つご質問があります。近代スポーツ、近代国民国家が形成される過程をフランスを例に言及されました。市民＝兵士＝選手という形であったと思いますが、その国民という観念の形成や確認をするためにスポーツを使うのでしょうか。例えばスポーツアスリートの延長に「国民」の理想像が形成される。オリンピックは国を代表するアスリートが出場します。それは生身の身体展示会にもなりえます。そこへ先程述べられました平等というものをどう担保していくかという事が関係してくると思います。もともとチャンピオンという言

葉は決闘代理人という言葉から由来しております。勝った方が正しいという一種の法文化であるならば、そこに介在するドーピングというものが極めて重大な問題として浮上してくるのかなと思います。その点に関してご教示いただければと思います。

●橋本先生：

国民スポーツや体育などのように理想の身体、いわゆるフーコーのバイオポリティクスみたいな生物学的な身体というのは権力と非常に結びついているように思います。身体というものを基盤にする国家というものの表れがスポーツであり体育であり、オリンピックであるというお考えはおっしゃる通りであると思います。しかし、全部ダメだ、国家なんてもういらぬしやめようという考えに行きつくと、結局ドローン攻撃のような世界、国家同士の平等性みたいなものすら前提としないような世界が繰り広げられてしまう。そこで、身体性を基盤とする国家みたいなものとはまた別の国家みたいなものをスポーツが体现する必要があるのではないかと思います。国家がもう駄目だからとかではなく、むしろ福祉国家などといったものをもう一度見直す必要があるのではないかと思います。戦争が国民国家の前提としてある、では福祉国家の前提としてあるものは何か。スポーツを福祉国家の理念の体现みたいなことにする事も可能ではないかということです。スポーツは単なる余暇とか趣味といったものに留まらず、人類の理念みたいなものを担うことができるのではないかと思います。ただそれは身体万歳みたいな、いわゆるオリンピック的な理念とは異なる理念であると漠然と思っております。

●青山：

橋本先生ありがとうございました。それではもう一度橋本先生に拍手をお願いいたします。続きまして竹村瑞穂先生から『21世紀における新たなドーピング技術と倫理的問題－スポーツと人間の未来を問う』というテーマでお話をいただき

ます。竹村先生、よろしくお願いいたします。

●シンポジスト 日本福祉大学 竹村瑞穂 先生  
『21世紀における新たなドーピング技術と倫理的問題—スポーツと人間の未来を問う』（以下竹村先生）：

ご紹介いただきました、日本福祉大学の竹村と申します。本日は、『21世紀における新たなドーピング技術と倫理的問題』というタイトルで、とくに遺伝子ドーピングの問題に特化してお話をさせていただきますと思います。それではよろしくお願いいたします。

2018年、日本を代表するカヌー選手がライバル選手のボトルに禁止薬物を混入し、ドーピング違反に陥れようとした事件が発覚しました。これまで日本のスポーツ選手による悪質なドーピング違反は皆無に等しかったため、日本のスポーツ界にとっては衝撃的な事件であったと言えます。しかし、世界に目を向けてみると、想像以上にドーピングは蔓延していることが見えてきます。たとえば、日本アンチ・ドーピング機構の浅川は、「ドーピングに関するものは決してマイナーな件数ではなくなってきている。世界のあらゆる地域からニュースとして配信されてくる」と指摘しており、これが競技スポーツ界の現実とも言えます。

医科学技術とともに、ドーピング技術も進歩してきました。とくに、21世紀に入ると、遺伝子操作技術を応用したドーピング、いわゆる遺伝子ドーピングが懸念の対象となりました。本日の発表では、ドーピング問題が解決に至らない状況の中で、新たなドーピング技術として登場してきた遺伝子ドーピングの問題に目を向けたいと思います。

具体的な発表内容はスライドの通りになります。まず、ドーピング禁止根拠に関する倫理・哲学的議論の紹介、これは橋本先生のご紹介とも重なる点があるのですが、最初にお話をさせていただきます。次に、遺伝子ドーピングの独自の倫理的問題性も含めて、最後に、遺伝子を操作する行為自体の道徳性について、これらの諸

点を通して、スポーツのあるべき姿と人間の在りようについて検討できればと思います。

それでは、禁止根拠をめぐる議論の紹介の前に、まず、ドーピング検査導入の背景について説明したいと思います。競技者に対して公式にドーピング検査を実施するようになったのは、20世紀後半になってからと言われています。国際オリンピック委員会は、19世紀より続く多くのドーピング事例報告を背景に、1990年代後半に国際的なアンチ・ドーピング機関設立の必要性を訴え、1999年12月に世界アンチ・ドーピング機構（WADA）が設立されました。WADAが設立される以前のドーピングの取り締まりは、各国際競技連盟に依存せざるを得ない状況でした。例えば、はじめて興奮性物質の使用を禁止したのは、1928年当時の国際アマチュア陸上競技連盟と言われています。オリンピックで初めてドーピング検査が導入されたのは、1968年大会からです。次第に競技会中だけでなく、競技期間外における検査も導入されるようになりました。現在は、WADAの一元的管理のもと、ドーピング検査が実施されています。

また、2005年には、ドーピング防止のための世界共通基準が構築され、ユネスコで、「スポーツにおけるアンチ・ドーピングに関する国際条約」が締結されました。日本も採択されており、これは、アンチ・ドーピング分野における初めての世界規模の政府間合意であり、アンチ・ドーピング対策の強化が目指されていることがわかります。

一方で、学術レベルでは、ドーピング禁止の正当性について、特に北米を中心に幅広い考察が為されてきました。ドーピング禁止理由について考える際にまず気を付けるべきことは、1) ドーピング禁止というルールを前提にする場合と、2) ドーピング禁止という規則そのものの正当性について考察する場合と、両者は質的に全く性質が異なるという点を理解することです。

前者の場合、なぜドーピングをしてはいけないのか、その理由は、ルールで禁止されているか

ら、以外の答えはありません。大前提として、ドーピングは規則で禁止されている、規則に違反してはならない、ゆえにドーピングをしてはならない、という道徳的推論になります。しかし、これは、「規則を違反してはならない」以上のことは言明しておらず、「ドーピングをしてはいけない」という規則そのものの可否や正当性について考察するまでには至っていないと言えます。

では、後者の「ドーピング禁止という規則そのものの正当性について」はどのような倫理・哲学的議論が展開されてきたのか、ご紹介したいと思います。大きく分けると、①不正である、②スポーツの歪曲化、③非自然性、④有害性（社会悪、身体への悪影響）という4つの視点があります。これについても橋本先生のご発表と重なる点がございます。それぞれ、詳しく見ていきたいと思えます。

まず、①不正であるという点についてです。

ドーピングを禁止するべきであるという道徳的理由として、不正であるから、という見方があります。これはある選手がドーピングをした場合、不正に他の選手よりも有利な状態になり得るからです。しかし、この禁止理由の正当性を考えた場合、問題は、「ある行為が不正となるのは、その行為を禁止する規則がある場合のみ」ということです。つまり、先述したように、「不正」というのは「規則を破ること」が不正なのであり、ドーピングが不正であるためには、ドーピングはしてはいけないという規則がすでに存在していることが前提となります。したがって、ドーピングは規則で禁止されるべきという判断の直接的な理由を「不正である」という点に見出すことは難しいと言えます。

次に、②スポーツの歪曲化という視点についてです。

これは、道徳的原理よりも、形而上学的原理から導かれるものであり、分かりやすく言いますと「ドーピングはスポーツの本質に反するがゆえに禁止するべきである」とする見解になります。しかし、なぜスポーツがドーピングを含むものとし

て社会的に構築され得ないのか、明確な理由を示すまでには至っていません。そもそも、スポーツの本質は何であるのか、もっと言えばスポーツに果たして本質は存在するのかどうか、という問いについて考えていく必要もあります。というのも、スポーツは歴史社会的に変化してきた文化概念であり、第一義的に本質規定ができるかどうかという問題が根底にあるからです。そこの解決なく、安易に「スポーツの本質に反するからドーピングは禁止するべきだ」とは言えないこととなります。

③の非自然性という見解は、文字通り、ドーピングは身体の本質性に反するから禁止するべきであるという視点になります。たとえばA. シュナイダー（カナダ、スポーツ倫理学者）は、この見解について、2つの問題が喚起されると述べています。1つは、何がいったい不自然であるのか、はっきりしないということです。第2に、改良されたスパイクやシューズなどが認められるという非自然性がある一方で、テストステロンという自然界に存在する物質が禁止対象になっているなど、一貫性に欠けているという点です。

たとえば、先天的に男性ホルモンが多い女性や、筋肉抑制物質であるミオスタチン遺伝子が少ない方もおり、そういった場合は、逆に自然な身体の本質にも関わらず、他者よりも有利な身体能力を有しているとして問題視されてしまうことがあります。2011年には、テストステロンが一定以上と認められた場合、女性選手としては競技に出られず、出場するためにはテストステロンの分泌を抑制する薬を飲むことが条件となりました。このように、現代におけるスポーツの世界では「何が自然な身体か」という問いに対する答えは出せないという問題も、逆に医科学技術の進歩から顕在化していると言えます。

最後に④有害性についてです。有害性という禁止理由には、2つの意味が含まれています。1つは、社会にとって有害であるという社会悪の意味を有する場合です。もう1つは、使用者の身体、生命にとって有害であるという生命倫理的な視

点です。前者の社会悪の視点は、ドーピングが禁止されているからこそドーピングは悪であるという道徳的価値判断が下されることとなります。ドーピングは禁止されるべきであるという規則や道徳的価値判断の前提のもとに成り立っており、禁止理由の正当性の根拠にはやはりなりえない、と言えるわけです。

後者の場合、ドーピングが使用者の身体、生命にとって有害であるから禁止するべきとする立場になります。実は、この視点が最も倫理哲学的議論を巻き起こした視点でもあります。特にスポーツ倫理学の分野では、この視点が議論の対象となってきました。

実際に、ドーピングの副作用から死亡した競技者も存在し、ドーピングは人体に甚大な悪影響を及ぼす報告もあります。1968年にオリンピックでドーピング検査を導入した直接的な理由も、1960年ローマ大会でドーピングによる死亡者がでたことが原因でした。したがって、ドーピング禁止という規則の妥当性において、最ももっともらしい倫理的根拠と言えます。この視点について、もう少し深く見ていきたいと思います。

「ドーピング使用者の身体、生命にとって有害であり、選手を守るためにドーピングを禁止するべきである」とするこの立場に対して、たびたび指摘されることは成人の自己決定による行為の結果を想定し、保護するべきであるとする見解そのものがパターナリズム（保護主義）であるとする批判です。さらに言えば、個人の私的自由や愚行権を侵害する行為である、という指摘になります。

つまり、「社会や他者に迷惑をかけなければ、自分の身体をいかように扱うかは、自分自身で判断できるはずである」という主張につながります。これは、身体の所有、自由についてどう考えるか、という倫理・哲学的議論を巻き起こしてきました。

先行研究に従えば、解釈自体に飛躍がある点は認められるとっておりますが、J.S. ミルが提唱した愚行権を含めた社会的権利としての自由の

概念、あるいはジョン・ロックが唱えた身体の私的所有権という考え方に基づいてドーピングを禁止する根拠は見当たらないという応用的考察、主張をするスポーツ哲学者、スポーツ倫理学者もいました。

このように、「ドーピング容認論」の立場にたつ学者は一定数存在すると言えます。それは先程橋本先生ご紹介してくださった事でもあります。今で言いますと、オックスフォード大学の生命倫理学者であるジュリアン・サヴァレスキュは、医師による安全な管理体制のもとスポーツ界でもドーピングを認めていくべきであり、その方が安全性も公平性も保たれるとの認識を積極的に示しています。

以上説明してきましたように、ドーピング禁止根拠について説明を与えることは、実はそう簡単ではないことがわかるかと思えます。とくに、スポーツをする人間の身体や生命の自由をめぐる問いが根底に存しているということが見て取れるかと思えます。

次に、遺伝子ドーピングの倫理的問題性について見ていきたいと思えます。

遺伝子ドーピングになりますと、禁止根拠を明示することは一層複雑であり、困難であると言えるかもしれません。遺伝子ドーピングにどのような独自の倫理的問題性があるのか確認する前に、まず、遺伝子ドーピングということ想定されている技術についてどのようなものがあるのかご紹介したいと思います。

一般的に、遺伝子ドーピングとは、「スポーツの競技力向上を目的とした細胞や遺伝子の非治療的な使用」のことを意味します。WADAが制定している「世界アンチ・ドーピング規程」による説明は、(1) 核酸ポリマーまたは核酸類似物質の移入、(2) ゲノム配列の変更および／または遺伝子発現の転写制御、転写後制御、またはエピジェネティック制御の変更を目的に設計された遺伝子編有用物質の使用、(3) 正常な、あるいは、遺伝子を修正した細胞の使用、と明記されています。

また、C. ムンテは、遺伝子ドーピングに結び

つく可能性がある遺伝子操作技術として、(1) スポーツ・ゲノミクス、(2) 遺伝的選択、(3) 体細胞操作、(4) 生殖細胞操作、の4つを指摘しています。

スポーツ・ゲノミクスとは、遺伝子操作技術を用いたより効果的な能力向上のための薬物開発などを意味します。たとえば、造血因子であるエリスロポエチンを人為的に作り出し、酸素運搬能力を向上させるといったものがあります。

また、遺伝的選択とは、個人の遺伝情報を使用して特定のスポーツの適正を判定することです。この情報を活用しトレーニングに反映させるというだけでなく、たとえば本人の自由意志を無視した形で、国家やコーチ、親など第三者が強制的に胎児や乳幼児の遺伝情報を調べ、特定のスポーツ選手として子どもたちを選り分けるといったことまでが為されるようになると、これはプライバシーの問題含めスポーツへの自由参画の阻害といった倫理的問題がでてきます。

体細胞操作とは、操作の対象が体細胞の場合、そのように呼ばれます。したがって、本人一代限りにおける細胞の操作ということになりますので、その改変が子どもや孫には反映されません。実際の研究成果としては、遺伝子操作による筋作用や筋機能の向上が、マウスのレベルで報告されています。記憶力向上など、知力に関する実験成功例も報告されています。

一番の深刻な問題は、生殖細胞操作であると言えるかと思います。操作の対象が生殖細胞、つまり精子や卵子、受精卵ということになり、改変した特質は世代間にわたり受け継がれることとなります。つまり、運動能力に関わる特定の遺伝子を操作し、アスリートを「作製」する技術につながります。まさに、金メダリストを作り出すことにつながる、一般的にはデザイナー・ベビーの問題として認識されている問題となります。

ここで、遺伝子ドーピングの倫理的問題性について、整理したいと思います。

1つは、「スポーツの自由参画の阻害」が生じ得るということです。例えば、遺伝的選択で第三

者が他者を勝手にスポーツ選手として選り分ける、あるいは第三者が生殖細胞操作を行い運動能力の高い子どもを作り出す、などといった場合にこの問題が生じます。前者の問題は、すでに現実的なものと言えます。後者は遠い未来の話のように思われますが、2015年に中国ではヒト受精卵を対象に実験をしています。また、最近話題となっておりますが、人受精卵に対するゲノム編集により女兒が誕生したという報告がなされているように、すでに現実的に直面している問題と言えます。

例えば、生殖細胞の改変の場合は、操作する者とされる者は異なる存在であるため、たとえ「ドーピング禁止」として競技から排除する場合も、当人の責任を問えないことが想定されます。このように、行為の帰責の根拠をめぐる倫理的問題も存在しています。

2つ目は、「治療」と「能力向上 = ドーピング」の境界が一層曖昧で概念区別が難しいことです。前IOC会長であるジャック・ロゲは、遺伝子操作技術も治療目的であれば選手は恩恵を受けるべきだという認識を示していました。しかし、治療目的で行った遺伝子治療技術が想定を超えて能力向上につながるというケースもあり得ます。

たとえば、ゴルフは視力のよさが競技力に重要な要素となりますが、極度の近視患者の視力を1.0程度までに治療することと、0.5程度の視力から2.5や3.0にまで回復、向上させることとの間に質的な違いがあるのかどうか。現実的には、「治療」と「能力向上」は連続性のあるものであり概念区別は出来ない、そうすると何でもって制度的区別を行うのか判断が迫られることとなります。とくに、急速に進んでいる遺伝子治療技術を考えれば、この問題もスポーツ界は現実的に直面している課題となっています。そう考えると、WADAが示している遺伝子ドーピングの定義は少し抽象的な面があるので、もう少し具体的に明記する必要があると個人的には思います。そのためには、より学際的な研究ネットワークの構築ももっと質量ともに求められていると考えています。



3つ目は、優生学に親和性があるという点です。これはやはり、特に生殖細胞操作に関わりません。優生学とは、「優れた形質をもつ人間を増やし、劣った形質を持つ人間を増やさないようにする」ことを目的とした社会改良運動として知られています。たとえば、優生学が特定の政治的イデオロギーと結びついた場合、戦時中のナチス・ドイツが繰り返したように悲惨な結果を招き得ることがあります。最終的に、生殖管理に人間の改良といった国家的優性政策は、人権上の問題からも終息を迎えました。

スポーツ界で指摘されるような「身体能力に優れた人間をつくりだす」といった問題は、この優生学と親和性があるものの、かつての優生学と異なる点は国家的な強制による政策ではなく、「個人の欲望に基づいている」という点です。

親が思い通りの能力や特質を手に入れるために生殖細胞を操作し、創りあげる子どものことをデザイナー・ベビーと言います。現実的に受精卵の段階で特定の遺伝子を操作すれば、日本人でも先天的に「青い目をした金髪のこども」を創りあげることが技術的には可能となっていくわけです。同様に、運動能力に関わる特定の遺伝子を操作、例えば筋肉抑制因子であるミオスタチン遺伝子を破壊し、筋発揮能力に優れた子どもを先天的にデザインし、足の速い子どもを「製作」といったようなことは不可能とは言い切れない現実があります。

自分の子どもをオリンピック選手にしたい、地位と名誉を手に入れさせたい、そうでなくてもより運動能力の高い子どもがいい、よりよい子どもを手に入れたい、このように思う親は少なくないかもしれません。一方で、直観的にこのような生殖細胞の改変に拒否反応を示す方もいるかもしれません。当該医科学技術に対するイメージや反応は、人それぞれかもしれませんが、このような人間の欲望そしてそれに基づく人間の改変、改良の何が一体問題なのか。もう少し整理していきたいと思えます。

倫理的議論としては、難しい論点が2つありま

す。1つは、遺伝子が「物質」として、つまり、非人格として、より見做されやすいということ。もうひとつは、より「よく」なるための人為的介入がなぜ否定されるのか、という点です。

後者の問題から見ていきたいと思えます。

人間には幸福追求権があり、自分の欲望を満たす自由も他者に危害を加えない限りにおいて認められると考えられています。運動能力に優れた子どもを手に入れたい、完全性を求めたい、「よりよくを目指したい」、それを自分の子どもにしてあげようとするものの一体何がいけないのか。

1つには、「有害な遺伝子とはなにか」という価値に関わる判断は普遍的ではないということ。たとえば、多くの健常者が「耳に障害があること」は、「耳がきこえること」と比較すれば、望ましいことではないという価値判断をするかもしれません。しかし、マイケル・サンデルは、耳に障害のある夫婦が同じく耳に障害のある子どもを望み、その望みをかなえるために家族5世代にわたって聾である精子提供者を探し、妊娠出産した事例を指摘しています。この夫婦にとっては、「聾」であることは障害ではなく、むしろポジティブな固有の特質であると考えられたわけ。

疾患や障害ではなくとも、目や髪の色などの価値の高低はどうか、運動能力の価値の高低はどうか。本来は、何が有害な遺伝子かを、そして何がよりよい性質なのかを判断することはそう簡単ではないにもかかわらず、何か特定の性質が悪い遺伝子であると判断され、広く受け入れられてしまった場合、人間の優性劣性が相対的かつ意図的に顕在化し、「有害である」とみなされてしまった者が排除の対象になりかねないという問題も指摘できます。

もう1つには、個人の自由として規制を設けず人間の改良を認めた場合、体細胞操作から生殖細胞操作へ、異種交配へとどんどん人間の欲望とともに身体改良が進んでいく可能性があります。その時、個人としてではなく、類概念としての人間存在はもはや失われることになります。すなわ

ち、個人の自由の範囲を超えて「人間とはなにか」という根本的な形而上学的問いに直面することになるわけです。従って、ドーピング禁止根拠の正当性のところでも確認しましたが、「自分自身を改良する」「自分の子どもを改良する」という自由は、もはや個人の自由とは言い切れない、個人の自由の範囲を超えていると指摘することもできるかと思えます。

前者の問題である「遺伝子そのものは物質である」という見方があることも忘れてはならない問題です。柳澤によれば、あるものが物質ではなく「生き物」であるためには、①自己複製をして子孫をのこす、②物質の代謝を行う、③外界と区別されている、という3つの条件が認められると述べています。これに従えば、遺伝子はこれらの条件を満たしておらず、それ自身としては生き物ではなく、物質とみなされる。従って、一般的な意味における人格と見做すことも難しいと言えます。非人格を操作して何がいけないのか、遺伝子操作をめぐるのはこのような問題も浮かび上がってきます。

したがって、最後に、「非人格＝遺伝子の道徳的地位」について、簡単にではありますが、言及したいと思います。

「自由」「人格」「自律」という概念は、生命倫理学の基盤として位置づけられてきました。その自由や自律が尊重される範囲は人格に限定されるという議論が、いわゆる「人格論（パーソン論）」の中で展開されてきました。その代表的な論者に、マイケル・トゥーリーという人がいます。

トゥーリーは、「自己意識」が人格であるとし、道徳的な諸権利をもつと主張します。彼の考え方を踏まえると、生物学的に物質とされる遺伝子は道徳的諸権利を持たないということになります。親が生殖細胞を操作、改良し親の望むままに子どもをデザインすることは、その操作の対象が人格ではない限りにおいて親の自由が優先されるという論理展開が成り立ってしまうわけです。これは、人工妊娠中絶における、非人格である胎児よ

りも人格としての親の権利が優先されるという主張と似た論理展開とも言えます。

トゥーリーの人格論に対しては、「非人格切り捨て論である」という批判が集中しました。認知症患者や重篤な意識障害の患者あるいは胎児などは人格とはみなされず、「この自己意識中心主義の考え方ではあまりにも問題が多すぎる」として批判されたわけです。

このように問題点を指摘することはできるのですが、ではどのように考えればよいのか、という問いが次に出てきます。

トゥーリーの主張には問題が多いとして、批判を展開した研究者の1人にエンゲルハートがいます。彼は、生命倫理学を基礎づけた1人ですが、人格概念を広げ、自己意識を持たないあるいはまだ自己意識を持つに至らない者を「社会的な意味における人格概念」として措定し、社会参画の一員として組み込もうとしました。一方で、「厳密には人格ではないにもかかわらず人格として扱われる」ということを述べており、「人格」と「非人格」という二分法的思考から脱却し得ていないことが問題として挙げられます。加えて、人格ではないものをあたかも人格として見做し道徳的諸権利を保障するならば、その根拠はどう説明し得るのかという、非人格の道徳的地位の保証をいかに基礎づけるかという問題が出てくるわけです。

1つの視点としては、非人格に対する道徳的地位や権利の問題についてその対象の状態に依存して考えるのではなく、対象がどのような状態であろうと－人格であろうと、非人格であろうと－、われわれがどのような態度をとるべきかという、こちら側の責務としての問題として捉える方途があるように思います。たとえば、カントの自己義務の概念は、人間が対象に対してどのように応答すべきかという視点を与えています。

例えば動物を残酷に虐待したり、植物を手荒に扱ったりすることについて、カントは「間接的には、すなわち、この動物に〈関する〉人間の義務に属している。しかし、直接的にみるならば、そ

れはあくまでも人間の自己自身に《対する》義務である」と述べています。つまり、非人格に《対する》権利や義務ではなく、「非人格に《関する》自分自身に《対する》義務」であるという見方により、動植物や自然における生命のない物件、あるいは非人格に対しても、いたずらに侵害したり破壊したりすることは自分自身の義務に背いていると見なしました。

「遺伝子」は非人格であり、生物学上物質であるがゆえに操作や改良の対象として見做されやすいということは、これまで確認してきた通りです。しかし、遺伝子操作、特に生殖細胞への遺伝的介入は、不可逆的な侵襲性が認められます。この侵襲性により、人間の固有性も生殖の偶然性も失われていくこととなります。そして、先天的な人間的手段化が進んでいくことにつながります。親であれば誰しも、子供に対する期待はあることでしょう。しかし、親の望む通りに予め先天的にデザインするということは、「願わくば、こうなってほしい」という気持ちとは一線を画すわけです。生まれながらにして手段化された子供たちを生産していく時、そしてもちろん想定したデザインから外れることもあり得るわけですが、もっとも重大な問題は絶対的価値として何人にも認められるべき「人間の尊厳」が脅かされかねないということです。

このようなことが日常社会からスポーツ界へ浸透してくる可能性もありますし、逆にスポーツ界から社会へ影響も与えることがあるかもしれません。その影響は良い影響にも悪い影響にもなりえます。良くも悪くもスポーツというのは非常に大きなメッセージ性を発信できる力があると思います。従って、遺伝子ドーピングに対するアンチ・ドーピング対策は、ただ禁止するという事以上社会一般におけるエンハンスメント教育も組み込んでいく必要があるように考える次第です。

スポーツは、人間の生活を豊かにするために存在している文化と言えます。スポーツのために人間が存在しているのではなく、あくまでも人間のためにスポーツが存在しているわけです。こと競

技スポーツに限って言えば、丸い四角という概念が概念矛盾であるのと同様に、勝利を目指さない競技者はいない。このように、勝利追求はスポーツの核としてある内在的性質です。しかし、その際限ない欲望のために、スポーツのために人間が手段化されてしまうような逆転現象が起こらないように注視していくことが、われわれスポーツ界の責任でもあるように思います。

最後に、スポーツを行うのが人間である限り、競技者自身の「固有性」と「不完全性」は失くしてはならない要素であると考えます。汎用性人工知能やゲノム編集など、新たなテクノロジーをめぐるさまざまな問題にスポーツ界がどう応答していくべきか、まさに、スポーツを「創る」（クリエイイトする）といった視点が問われているように思います。ご清聴ありがとうございました。

## ◇質疑応答

### ●青山：

竹村先生ありがとうございます。ドーピング禁止の理論、スポーツの本質は何か、遺伝子ドーピングの倫理的問題性、スポーツと人間の在りようを考えるとといった事がご発表におけるキーワードであったように思われます。それでは竹村先生のご発表も踏まえましてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

### ●中房敏朗 先生〈大阪体育大学〉：

大阪体育大学の中房と申します。よろしくお願いたします。まず質問の前段階の説明となりますが、資本主義の歴史を欲望の解放という視点で通史を書かれた方がおります。それを読んで、チャンピオンスポーツというのはまさに欲望の解放の歴史であると思われました。私が所属する体育大学の学生をみていますと、その行動原理は至ってシンプルでして、「勝ちたい、勝ちたい」という気持ちや欲求が強く感じられます。入試の面接でも、将来指導者になり「勝つ喜び」を子供のたちに伝えたいと話す受験生も珍しくありません。また、そうして勝利への欲望が再生産される

わけですけれども。結局その「勝ちたい、勝ちたい」という欲望は、世の中全体がそういう風に仕向けているようにも感じます。

ドーピングにおいても、もっと良くなりたい、もっと良い体を手に入れたいという、欲望の解放から派生してくる問題であるように思います。そういう欲望を一方で焚き付けておきながら、他方ではそこから派生するものに対して対症療法的に解決しようとしています。例えば「人間概念」の変更だとか。欲望を無制限に解放する世の中全体に対して、スポーツ界がもっと問題化し、取り上げて解決していく必要があるように感じます。

対症療法では解決できないと思うのですが、その欲望というのはどのようにしてコントロールしていくのか。これから求められるものと思っているのですが、そのあたりの事についてお聞かせください。

#### ●竹村 先生：

ご質問ありがとうございます。欲望のコントロールはいかにしていくかという点をご指摘いただいた事であると思います。そもそも勝ちたいとかより良くなりたいというところの単純な行動原理に従って、スポーツ選手や体育大学の学生が動いているのは、すごくシンプルでわかりやすい指摘であるかと思います。

その源泉はどこにあるのかというと、私はスポーツそのものにあるかと思っています。つまりスポーツの論理の中にそれが組み込まれていると思います。スポーツの論理が競争であり、競争というものが重要な性質として位置付けられている限り、その論理的側面に従えば必然的であって自然な現象であるかとも思います。しかし、スポーツをしているのは誰かという事を一度問う必要があるかと思っています。それが人間であるならば、スポーツの論理的側面に歯止めをきかせるような倫理的な何かが必要かと思いませんか。それがなければどんどんつき進むだけになってしまいます。その先にあるのはスポーツをしている主体がもはや人間ではなくなる可能性があります。それ

は、先程橋本先生をご指摘いただいた、例えば戦争の主体が人間ではなくてドローンになっているというのと同じであるかと思っています。例えば人工知能を持ったロボットがスポーツをした方がより早いボールを投げられ、より速く走ることができ、より高い身体的なパフォーマンスを行う事ができる。それを望むのであればもはやスポーツをするのは人間ではなくなってくる。そういう世界になってくる。

そうではなくて、スポーツをするのがあくまでも人間であるということをも根本原則とするならば、やはり他に歯止めが必要であります。スポーツの論理に一定の制限をかけるような価値観であったり、理念であったりそういうものから捉えていく、またメッセージを発信することとかが欠かせない事だと考えております。

#### ●神田 洋 先生（江戸川大学）：

江戸川大学の神田と申します。ドーピングの議論では「イタチごっこ」という言葉が常に出てくるとか思います。ハムラビ法典のように、「こういう事をやったらこうなりますよ」みたいなそういうイタチごっこですとドーピングコントロールをし続けているように思います。

このままいったらいつくところは超人のようなスポーツ選手になってしまうという事がお話のなかでありました。80年代、90年代を振りかえってみますと、東ドイツの選手ですとか、当時の大リーガーの選手であるカンセコやマグワイアのようなドーピングの問題がありました。ドーピングを規制することによって当時よりはまともになっている、そういう明るい展望もあるかと思いませんか。言ってみたら時代にあわせたイタチごっこをする事でドーピングをおさえ続ける。そして先生が最後おっしゃったようなスポーツの面白さの保証をする。理想を言えばもちろんドーピングの根絶ですけども、イタチごっこを続けるというのはそんなに良くないことなのかと考えております。この点についてどのようにお考えになりますか。

**●竹村先生：**

ありがとうございます。アンチ・ドーピング政策に関しては、先生がご指摘していただいた通りイタチごっこが続いている事があげられると思います。WADAは毎年アンチ・ドーピング規定の国際基準を改訂しております。そこに示されている薬物は禁止、一方で、そこに示されていない、似たような効果を持つ薬物というのはドーピング検査で引っかからないというわけです。例えばバルコ社（アメリカの製薬会社）事件というものがありました。同じような効果を持つけれどもまだ禁止リストには掲載されていない、そういう薬物を大リーガーとか、マリオン・ジョーンズなどのアスリートに提供するというような事が生じたわけです。そういう薬物が世に出てくると禁止リストに入れる、それで、また新しい薬物が出てくるといった具合に、イタチごっこが続いているという状況も見取れます。

問題の1つは、ドーピング開発をする技術の方がドーピング検査をする技術よりも先に進んでいってしまっている状態にあるという点があげられます。ツール・ド・フランスで7連覇したアームストロング選手のドーピング問題に関してUSADAから出された報告書の中にも書かれておりましたが、ドーピングを開発する技術の方にお金流れ込んでしまっている状況もあります。検査をする方にはなかなか十分な予算がつかない。そういう状況にもあるということは、イタチごっこのように実際には不均衡な面が生じているかも知れません。ドーピングの取り締まりの方が予算的に少し弱い状況になっているという問題もあると思います。

また、中国の研究チームが生殖細胞を操作して女兒を誕生させたという例があります。現在、香港で開催されているゲノム編集に関する国際学会で発表されております。もしかすると色々なスポーツ選手から、そういう技術をもった研究者に対して要望が殺到するかもしれないわけです。そういうところにお金は流れるけれども、取り締まりのところにお金がかからないという格差が進んで

しまうと、ちょっと恐ろしいなという個人的な見解は持ち合わせております。

**●林 立躍 会員（東海大学大学院）：**

東海大学大学院の林立躍と申します。私が行ってきた競技スポーツはボディビルです。ボディビルやウェイトリフティングにおいてドーピング問題は深刻な問題です。ドーピングはクセになるように感じております。ドーピングを頻繁に行ったり、薬物を使用する選手は性格の変化、例えば攻撃的になったりするのでしょうか。

最後に先生のお話にありました中国のゲノム遺伝子に関する研究の情報です。私の知る限り、11月28日の中国政府の発表ではゲノム遺伝子に関する実験は禁止となっているようです。

**●竹村 先生：**

ご質問、ご意見ありがとうございます。中国に関する情報もありがとうございます。ドーピングがクセになるのかという質問に関してですが、私がこれまで読んできた論文における知識、情報では持ちあわせておりません。申し訳ございません。ただ性格が攻撃的になるかという点は多くの報告がなされております。例えば男性ホルモンを摂取すると性格の変化が見られるといった論文の報告があります。ウェイトリフティングも意外と早い時期からドーピング検査が行われていたという報告が文献から確認する事ができます。1928年に国際アマチュア陸上競技連盟がドーピングを禁止した時代と同時代からだと思います。ウェイトリフティングも、ドーピングが行われやすい競技種目の一つであると認識しております。

**●坂上康博 先生（一橋大学）：**

一橋大学の坂上です。中心的な論点ではないのですが、最初の方で指摘された有害性に関する反論、つまり私的自由とか愚行権の侵害ではないか、という反論があるということに関してです。これは身体の所有とか自由に関わる論点ですね。愚行権というのも重要だと思っていて、例えば死

に方の自由といったものもこれに含まれると思います。心情的には非常に共鳴できる権利ですが、これについてどう扱うのか？ 後半のドーピングの遺伝子レベルの問題で出てきたいくつかの論点ですが、それに対する反論ということなのでしょうが、関連しているように思ったのですが、いかがでしょうか。

●竹村 先生：

ありがとうございます。ミルの愚行権のところ で擁護される権利であると思うのですが、公的な自由と私的自由というものがあります。

私的自由というものは、他者とか社会から侵害を受けてはならないと思います。それは自分自身で自由いろいろなことを決定する事ができる自己決定権を含めてです。その自由と権利は、保障されなければならないという考え方が基礎づけられてきたと思います。従って例えば死に方は自由、もちろん自殺する権利とかですね、そういう事も含まれてくると思います。あるいは安楽死とか尊厳死の問題も重なる部分もあると思います。そういった社会や他者に迷惑をかけない限りにおける私的領域における自分の自由に関して、もし何か制約を設けるとすれば、それは他者であってはいけないという論点があるかと思えます。

それを乗り越える考え方としては、自分自身が自分に責務を課すという点だと思います。その視点を与えてくれているのが、例えばカントの自己自身に対する責務ということです。他者の身体生命を尊重するだけではなくて自分自身の生命、身体もきちんと尊重しなければならないという事を1つの義務として設けています。他者が他者の自由を侵害するという事ではなくて、自分自身が自分自身を身体とか生命をきちんと尊重するという事です。そういった責務や考え方によって、ドーピングは死亡報告も出ておりますので、そういった深刻な問題に対しては、ミルの愚行権を乗り越える1つの視点として例えばカントの自己責任という自己義務の概念などは1つ有用な視点か

など考えております。

●池田 先生：

お二人の先生方からすばらしいご報告をしていただきありがとうございます。スポーツの世界からドーピング問題に関する提案を積極的に出していく事が求められるという点について私の考えを述べさせていただきます。私は前ヴィクトリア時代のスポーツ、前近代スポーツ、アンチモダニズムからスタートしたような時代の研究をしてきました。先生がお話しされた、「スポーツが社会に影響を与えるのか、社会がスポーツに影響を与えるのか」という最後のまとめのところについてですが、私は歴史からみていくとやはり社会がスポーツに影響を与えてきたように思います。近代スポーツというものは、近代社会がつくりだした競争原理であります。その当時考えられた規範、モラルに則ってスポーツの本質というものが形成されてきました。しかし資本主義社会であったり、先程中房先生が話された「欲望の解放」などといった部分の展開とミックスして時代に合わなくなってきた部分もあります。ここはスポーツ史学会なので歴史的観点からみると、既に1980年代からalternative（代替となるスポーツ）としてやわらかいスポーツの提唱、軽スポーツ、下降志向のスポーツというような表現もあったかと思いますが、ポストモダンのスポーツなど様々に議論されてきました。実社会ではもう既にトップアスリートのスポーツ（競技スポーツ）だけではないスポーツが存在していると思います。そのような多様性の中で、ドーピング問題を支えるような規範が存在しているという事があると思えます。

現代の止められないクローンの生成や兵士の製作、スポーツの世界がそういう有能な身体能力に優れた人間を作り出す事もドーピング問題を支える規範の中に含まれるという意味では、人間の尊厳について考える事が必要だと思います。ですのでスポーツの方から積極的に提案をというところに関しては、そこに問題の諸悪の根源があ

る事を一緒になって考えていく必要があると思います。

●青山：

竹村先生ありがとうございました。最後に私の方から本日のシンポジウムをお聞きしてのお話をさせていただきます。私は2年ほど前までJリーグの審判員として活動しておりました。その際、審判員のドーピング検査の有無に関する話がありました。審判員がドーピングをする事によって正しい判定や良いゲームコントロールに繋がれば、ドーピングをしても問題にはならないのではないかなどと考えておりました。しかしながら、公平、公正を保つ為に存在する審判員がドーピングを肯定する事は、現在の社会やスポーツの世界の規範やモラル的には認められない問題であるようにも感じました。

本日の橋本先生と竹村先生のお話を聞く中で、現場で感じたことと非常にリンクする事があったと思います。それではお二人の先生にもう一度拍手をお願いいたします。ありがとうございました。

(文責：青山健太 (愛知学院大学))